報告第12号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

渋川市長 髙 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年8月22日午前9時から午前11時までの間、渋川市八木原85 3番地5渋川市立古巻小学校教員用駐車場において、教育部教育総務課会計 年度任用職員が草刈り作業をしていたところ、使用していた刈払機により飛 ばされた飛来物が当該駐車場に駐車していた

氏の所有する普通自動車() の助手席窓ガラスに当たり、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について(平成26年12月11日議決)により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月20日

渋川市長 髙 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 髙 木 勉

Z

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費53,460円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債 務のないことを相互に確認する。
- 2 損害賠償額

53,460円